

## ◎感染症の予防及び感染症の患者に対

### する医療に関する法律及び検疫法の

#### 一部を改正する法律

(平成二〇年五月二日法律第三〇号)

#### 一、提案理由

(平成二〇年四月一八日・衆議院厚生労働委員会)

○舛添国務大臣 ただいま議題となりました感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

現在、H5N1型の鳥インフルエンザが鳥から人へ感染する事例が東南アジアを中心に増加しており、これが人から人へ感染する新型インフルエンザとなつて、世界的に大流行し、国民の生命及び健康に重大な影響を与えることが懸念されております。

新型インフルエンザによる被害を最小限に食いとめるために  
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

は、検疫や患者の入院等の蔓延防止策を発生直後から迅速に開始することが重要です。

このため、新型インフルエンザの発生直後から検疫の強化や患者の入院等の措置を実施できるようにするとともに、新型インフルエンザの想定される感染力の強さを踏まえた蔓延防止策の充実を図ることとし、本法律案を提出することとした次第でございます。

以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、新型インフルエンザとなることが懸念されているH5N1型の鳥インフルエンザを二類感染症とし、国内で発生した場合の患者の入院等の措置を可能とし、その蔓延防止を図ることとしております。

第二に、新型インフルエンザを入院、検疫等の措置の対象となる感染症に定め、発生直後から、国内への病原体の侵入を防止するための水際対策の強化、国内で発生した場合の患者の入院等の措置を可能とすることとしております。

第三に、新型インフルエンザは感染力が強いと想定されていることを踏まえ、新型インフルエンザにかかっている疑いのある者に対し都道府県知事が健康状態の報告や外出自粛を要請することができるものとし、発症を迅速に把握し、速やかな蔓延防止策の実施につなげることを可能とすることとしております。

す。

第四に、新型コロナウイルスエンザは感染力が強いと想定されていることから、検疫において新型コロナウイルスエンザにかかっている疑いがあるとして一定期間停留させる者が大量となる可能性を踏まえ、停留先に医療機関以外の施設を追加し、水際対策の実効性を担保することとしております。

第五に、検疫における停留には及ばないものの新型コロナウイルスエンザにかかっている疑いが否定できない者については、検疫所長が都道府県知事に報告し、報告を受けた都道府県知事において必要な蔓延防止策を実施できるようにするなど、水際対策と国内感染症対策との連携の強化を図ることとしております。

最後に、この法律の施行期日は、公布の日から起算して十日を経過した日としております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

## 二、衆議院厚生労働委員長報告(平成二〇年四月二四日)

○茂木敏充君 ただいま議題となりました感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正

する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、世界的に大流行し、国民の生命及び健康に重大かつ深刻な影響を与えることが懸念されている新型コロナウイルスの発生に備え、国の危機管理として検疫の強化や患者の入院等蔓延防止策を講じようとするものであり、その主な内容は、

第一に、新型コロナウイルスエンザ等感染症を新たに類型化し、また、鳥インフルエンザ(H5N1)を二類感染症として、患者の入院等の措置を可能とすること、

第二に、都道府県知事は、新型コロナウイルスエンザ等感染症にかかっている疑いのある者に対し、外出の自粛等を求めることができるものとする事、

第三に、新型コロナウイルスエンザ等感染症を検疫感染症とし、感染したおそれのある者について、病院以外の宿泊施設においても停留を行うことができるものとする事、

等であります。

本案は、去る四月十四日日本委員会に付託され、十八日に舩添厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、二十二日参考人から意見を聴取し、昨二十三日に政府に対して質疑を行った後、質疑を終局いたしました。

質疑終局後、自由民主党、民主党・無所属クラブ及び公明党

より、無症状病原体保有者について、新型コロナウイルスエンザ等感染症の患者とみなすこと等を内容とする修正案が提出され、趣旨説明を聴取いたしました。次いで、採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対して附帯決議を付することに決しました。

本案については、パンデミック、すなわち新型コロナウイルスエンザの大流行への緊急対応として、与野党で合意し、予備日も活用して慎重かつ迅速な審議を進めたものであります。

以上、御報告申し上げます。

#### ○委員会修正の提案理由(平成二〇年四月二三日)

○大村委員 ただいま議題となりました感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、自由民主党、民主党・無所属クラブ及び公明党を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

修正の要旨は、第一に、無症状病原体保有者について、新型コロナウイルスエンザ等感染症の患者とみなすこと。

第二に、国は、新型コロナウイルスエンザ等感染症に係るワクチン等の医薬品の研究開発を促進するために必要な措置を講ずると

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

ともに、これらの医薬品の早期の製造販売の承認に資するよう必要な措置を講ずるものとする。

第三に、国は、新型コロナウイルスエンザ等感染症の発生及び蔓延に備え、抗インフルエンザ薬及びプレパネミックスワクチンの必要な量の備蓄に努めるものとする。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

#### ○附帯決議(平成二〇年四月二三日)

政府は、発生が時間の問題とされている新型コロナウイルスの脅威から、国民の生命及び健康を守るため、次の事項について対策を講ずるべきである。

一 新型コロナウイルスが発生し、国内で大流行した場合の感染者数、受診患者数及び死亡者数等の推定については、諸外国の研究事例等を参考とし、様々な感染力や病原性を持つウイルスを想定したシミュレーションも行った上で試算を行い、これに基づいて行動計画及びガイドラインの再点検を行うこと。

二 プレパネミックスワクチンについては、その有効性及び安全性を研究するとともに医療関係者等優先接種対象者への優先順位や接種体制、接種時期等の接種の在り方について、早速

に検討すること。また、これらの者以外であつて接種を希望する者に対する接種について、ワクチンの安全性や接種体制の確保等を踏まえ、検討を行うこと。プレパンデミックワクチンの備蓄については、必要な量の確保に努めること。なお、副作用被害については、医薬品副作用被害救済制度の活用を周知すること。

三 新型インフルエンザの感染予防対策の重要性にかんがみ、経鼻粘膜投与技術及び細胞培養による大量生産技術の開発等を推進すること。また、新型インフルエンザが出現した場合に、速やかにワクチンを大量に生産できるように、必要な有精卵を確保するため、これらを生産する養鶏業者に対し、鳥インフルエンザ等の感染予防対策を支援するなど、必要な措置を講ずること。さらに、新型インフルエンザの大流行時において、全国民を対象に迅速かつ適切にワクチン接種ができるよう、薬剤師及び保健師等を活用した投与の在り方についても検討すること。

四 抗ウイルス薬について、必要に応じ、新型インフルエンザへの一人当たりの投与量の見直しを検討した上で、必要な者への投与が可能となる備蓄量の確保を図るとともに、備蓄体制及び配布方法等を見直すこと。併せて、期限切れによる無駄等が生じることのないよう、安全性・有効性を担保しつつ

有効期限の延長について検討すること。

五 都道府県における感染症指定医療機関の指定及び協力医療機関の確保を支援し、必要な医療提供体制を整備すること。

その際、これらの医療機関における院内感染防止策等入院患者の受入体制の整備や人工呼吸器等必要な医療機材の確保について必要な支援を行うこと。また、新型インフルエンザの流行初期における診断・治療体制を確立するため、都道府県による発熱相談センター及び発熱外来等の設置準備の進捗状況を総点検するとともに、これらに従事する医療関係者に対する研修・訓練等を実施すること。

六 新型インフルエンザの流行時においては、医療及び救急搬送等に従事する者を含め国民生活の基盤を支えているサービス業務に従事する社会機能維持者が感染等により大幅に不足する可能性を想定した上で、地域ごとに医師会をはじめ関係団体との協力体制の確立に努めること。

七 医療機関のみならず企業及び学校等集団生活を行う場においてもマスク等医療資材の確保に努めるよう普及啓発を図るとともに、必要な支援を講ずること。

八 新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに係る海外の情報収集については、WHO及び諸外国の関係機関との一層の連携を強化し、最新の情報の入手・分析体制を確立すると

もに、都道府県、保健所及び検疫所等の関係各機関相互の情報ネットワーク化を強化すること。また、緊急の場合において、各機関が適確な情報収集及び分析を実施できるような体制を整備すること。

九 ホームページの掲載等をはじめ、随時、国民に対して新型コロナウイルスに係る情報を提供するなど積極的な広報活動に取り組むことにより、国民の理解と協力を促し、もって、その不安感の軽減に努めること。

十 感染による健康への被害が大きいと考えられる子どもに対して、家庭、学校、地域において総合的な新型コロナウイルス対策を推進すること。

十一 水道、電力等基盤産業や国及び地方の行政機関等による社会機能活動の維持に不可欠な業務を継続するための計画の策定について、当該機関に対して周知徹底を図り、策定を促すこと。

十二 都道府県が策定した行動計画に基づく新型コロナウイルス対策の準備・進捗状況について総点検し、必要に応じて当該行動計画の見直しを含めた指導及び支援を行うこと。

十三 海外からの新型コロナウイルス感染者の入国を水際で防止するため、各国際空港・海港における検疫所、入国管理局及び税関等関係機関の連携・協力体制を強化すること。ま

る法律

た、検疫所においては、新型コロナウイルスの発生状況にに応じて機動的な対応が可能となるよう、サーモグラフィ等の機器の効率的な活用及び検疫官の応援態勢の整備等により体制の強化に努めること。

十四 国立感染症研究所について、人員の配置等や地方衛生研究所等との連携の強化及び研究の支援等体制の強化を図るとともに、東南アジア諸国の感染症研究の支援・研修交流を推進すること。

### 三、参議院厚生労働委員長報告(平成二〇年四月二五日)

○岩本司君 ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、新型コロナウイルスの発生及びその蔓延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えることが懸念される状況にかんがみ、鳥インフルエンザ(H5N1)を二類感染症に追加するとともに、新型コロナウイルス等感染症を入院、検疫等の措置の対象となる感染症とするほか、新型コロナウイルスにかかっている疑いのある者について感染防止のための施策を講ずる等、所要の規定を整備しようとするものであります。

なお、衆議院において、新型コロナウイルス等感染症の無症

状病原体保有者について、新型コロナウイルスエンザ等感染症の患者とみなすこと等の修正が行われております。

委員会におきましては、新型コロナウイルス発生時の水際対策の重要性、感染症指定医療機関等の整備状況、プレパンデミックワクチン等の接種の在り方、新型コロナウイルスに関する広報啓発の重要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し十二項目から成る附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（平成二〇年四月二四日）

政府は、発生が時間の問題とされている新型コロナウイルスの脅威から、国民の生命及び健康を守るため、次の事項について対策を講ずるべきである。

一、新型コロナウイルスが発生し、国内で大流行した場合の感染者数、受診患者数及び死亡者数等の推定については、諸外国の研究事例等を参考とし、様々な感染力や病原性を持つウイルスを想定したシミュレーションも行った上で試算を行

い、これに基づいて行動計画及びガイドラインの点検を定期的にを行うこと。

二、プレパンデミックワクチンについては、その有効性や安全性を研究するとともに医療関係者等優先接種対象者への優先順位や接種体制、接種時期等の接種の在り方について、早急に検討すること。また、これらの者以外であって接種を希望するすべての者に対する接種について、ワクチンの安全性や接種体制の確保等を踏まえ、検討を行うこと。プレパンデミックワクチンの備蓄について、財政措置を含め必要な量の確保に努めること。なお、副作用被害については、医薬品副作用被害救済制度の活用を周知すること。

三、新型コロナウイルスの感染予防対策の重要性にかんがみ、ワクチンの経鼻粘膜投与技術及び細胞培養による大量生産技術の開発等を推進すること。また、新型コロナウイルスが出現した場合に、速やかにワクチンを大量に生産できるよう、必要な有精卵を確保するため、これらを生産する養鶏業者に対し、鳥インフルエンザ等の感染予防対策を支援するなど、財政措置を含め必要な対策を講ずること。さらに、新型コロナウイルスエンザ感染症の流行時において、国民を対象に迅速かつ適切にワクチン接種ができるよう、薬剤師及び保健師等を活用した投与の在り方についても検討すること。

四、抗ウイルス薬について、必要に応じ、新型インフルエンザへの一人当たりの投与量の見直しを検討した上で、必要な者への投与が可能となる備蓄量の確保を図るとともに、備蓄体制及び配布方法等を見直すこと。併せて、期限切れによる無駄等が生じることのないよう、安全性・有効性を担保しつつ有効期限の延長について検討すること。

五、都道府県における感染症指定医療機関の指定及び協力医療機関の確保を支援し、必要な医療提供体制を整備すること。

その際、これらの医療機関における院内感染防止策等入院患者の受入体制の整備や人工呼吸器等必要な医療機材の確保について必要な支援を行うこと。また、新型インフルエンザの流行初期における診断・治療体制を確立するため、都道府県による発熱相談センター及び発熱外来等の設置準備の進捗状況を総点検するとともに、これらに従事する医療関係者に対する研修・訓練等を実施すること。

六、鳥インフルエンザ（H5N1）の患者又は鳥インフルエンザ（H5N1）ウイルスに感染したおそれのある者については、そのウイルスが変異して新型インフルエンザとなる可能性があることにかんがみ、我が国への入国に際し、人権に配慮しつつ、必要に応じ検査の結果が出るまでの一定期間の待機への協力を求めるとともに、都道府県と連携し、国内にお

ける居所、健康状態等についての報告、質問等を徹底するなど、新型インフルエンザの発生の予防及びそのまん延の防止に努めること。

七、新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに係る海外の情報収集については、WHO及び諸外国の関係機関との一層の連携を強化し、最新の情報の入手・分析体制を確立するとともに、都道府県、保健所及び検疫所等の関係各機関相互の情報ネットワーク化を強化すること。また、緊急の場合において、各機関が適確な情報収集及び分析を実施できるよう体制を整備すること。

八、国民に対して、随時、ホームページの掲載等により新型インフルエンザに係る情報を提供するなど積極的な広報活動に取り組み、国民の理解と協力を促すとともに、その不安感の軽減に努めること。また、水道、電力等基盤産業や国及び地方の行政機関等によるライフライン機能等に係る活動の維持に不可欠な業務を継続するための計画について、当該機関に対して周知徹底を図り、策定を促すこと。さらに、事業者が新型インフルエンザの流行に備えた計画の策定等の事前準備を行うことに対して、支援に努めること。

九、医療機関のみならず企業及び学校等集団生活を行う場においてもマスク等医療資材の確保に努めるよう普及啓発を図る

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正す

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律

右決議する。

とともに、必要な支援を講ずること。特に、感染による健康への被害が大きいと考えられる子ども及び若年者に対して、家庭、学校、地域において総合的な新型コロナウイルス対策を推進すること。

十、都道府県が策定した行動計画に基づく新型コロナウイルス対策の準備・進捗状況について、実践的訓練の実施結果も踏まえて総点検し、必要に応じて当該行動計画の見直しを含めた指導及び支援を行うこと。

十一、海外からの新型コロナウイルス感染者の入国を水際で防止するため、各国際空港・海港における検疫所、入国管理局及び税関等関係機関の連携・協力体制を強化すること。また、検疫所においては、新型コロナウイルスの発生状況に応じて機動的な対応が可能となるよう、サーモグラフィ等の機器の効率的な活用及び検疫官の応援体制の整備等により体制の強化に努めること。

十二、国立感染症研究所について、人員の配置等や地方衛生研究所等との連携の強化及び研究の支援等体制の強化を図るとともに、東南アジア諸国の感染症研究の支援・研修交流を推進すること。また、大学、民間研究機関等との連携を図り、官民一体となった新型コロナウイルスに関する研究を推進するよう努めること。